

大崎市行政診断及び改善策実行支援業務  
プロポーザル

**【審査基準】**

令和7年7月

宮城県大崎市

## 目 次

第1	総則	1
第2	審査	1
第3	審査項目と評価基準	2
第4	審査時間	3
第5	審査結果と優先交渉権者等の決定の公表	4

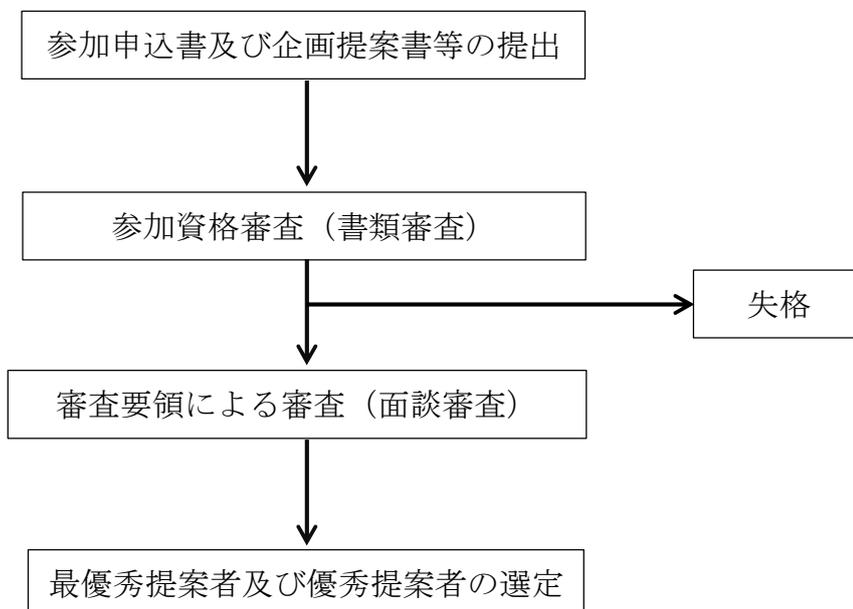
## 第1 総則

本審査基準は、大崎市行政診断及び改善策実行支援業務を実施する事業者を選定するにあたり、大崎市行政診断及び改善策実行支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、最も優秀な応募者を選定するための方法及び評価の基準等を示したものである。

## 第2 審査

- (1) 審査対象は、応募者からの企画提案書及びプレゼンテーションの提案内容とする。
- (2) 必要な資格要件等を満たしていない場合は、失格とする。  
なお、失格となった場合は、その旨を応募者へ電子メール及び書面にて通知する。
- (3) 審査委員会は、企画提案書類及びプレゼンテーションに対するヒアリングを行い、その審査結果を基に、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

### 審査フロー



### 第3 審査項目と評価基準

(1) 参加資格審査（書類審査） ※要件を満たしていない場合は失格とする  
 実施要領「3 参加資格（1）基本的要件，（2）業務の実績」，「8 提出書類に関する事項（3）失格要件」に基づき審査を行う。

(2) 審査要領による審査（面談審査）

審査は、以下の評価基準に基づき、次の5段階で評価する（委員1人当たり）。

A：非常に優れている（配点×1.0）

B：優れている（配点×0.8）

C：標準的である（配点×0.6）

D：やや不十分である（配点×0.4）

E：不十分である（配点×0.2）

審査項目		評価基準	配点	参考資料
業務遂行能力	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制，役割分担等が具体的な内容となっているか。</li> <li>・業務に必要な知識や実績を持った人員，専門家等を配置しているか。</li> <li>・個人情報保護や情報漏洩等のセキュリティ対策に関し，組織として適切な管理が徹底されているか。</li> </ul>	10	業務体制表 (様式第7号)  企画提案書 (任意様式)
	業務実績	地方公共団体に納品した類似コンサルティング業務の実績が豊富であり，その実績が本業務の遂行において活用可能なものであるか。	5	業務実績調書 (様式第3号)
	業務工程	各年度での実現可能な業務スケジュールが整理・調整されているか。	5	業務工程表 (任意様式)
企画提案内容	行財政運営状況の改善	行財政運営に関する現状分析及び考察について，多角的かつ客観的な実施手法等が具体的かつ明確に提案されているか。	10	企画提案書 (任意様式)
		課題の抽出と改善策の方向性を見出すための検討手法について，具体的かつ明確に提案されているか。	10	

企画 提案 内容	行財政運 営状況の 改善	改善策と改善に向けたプロセスについて、明確に提案されているか。	10	企画提案書 (任意様式)
	公共施設 の配置と 受益者負 担の適正 化	本市公共施設等総合管理計画個別施設計画を踏まえた類似団体との比較や本市の現状に関する分析と考察の実施手法について、明確に提案されているか。	10	
		公共施設の適正配置と受益者負担の適正化に関する基本的な方向性を検討するためのプロセスについて、明確に提案されているか。	10	
		遊休資産の有効活用策の検討手法について、明確な提案がなされているか。	10	
	改善策の 実行支援	行政診断業務の結果・成果を活かして市民、団体等への説明・理解醸成に向けた運営支援や検証・改善に関する具体的な手法・支援内容について、明確かつ十分な提案がなされているか。	10	
小 計			90	

価格評価（1提案者当たり） ※事務局において評価を実施

審査項目	評価基準	配点
見積額	最低見積額の者の点数を10点(配点)とし、次点以降は10点に最低見積額を当該見積額で除したものを乗じて算出（小数点以下は、四捨五入）	10
小 計		10
合 計		100

## 第4 審査時間

(1) 一応募者あたり、下記のとおり設定する。

内容	設定時間
① 応募者の準備時間	5分
② 応募者からの提案説明	20分
③ 質疑応答	20分
④ 考察及び採点	10分
⑤ 応募者の撤収時間	5分
合計	60分

## 第5 審査結果と最優秀提案者等の決定の公表

- (1) 評価点による審査を行い、順位を付して最優秀提案者、優秀提案者を選定する。なお、評価点の合計が同じであった場合の順位は、審査委員の協議により決定する。
- (2) 全ての提案において、評価点の合計が満点の6割に満たない場合には、該当者なしとする。
- (3) 審査委員は、選定者確認書に署名する。
- (4) 審査結果については、すべての応募者に電子メール及び書面にて通知するとともに、応募の状況及び審査結果並びに最優秀提案者等の決定事項の概要について、市公式ウェブサイトで公表する。